

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正について

1. 改正の理由

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金の交付にあたっては、学校長を経て交付する、となっているため、一旦、学校長口座に振り込み、そこから各貸与生に振り込みを行っている。そのため、振込手数料が発生し、振込手数料は貸与生の負担となり不利益が生じており、その状況を解消するため、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 修学奨励資金の交付方法

現行は、高校教育課より学校長口座へ振込を行い、各学校が貸与生の口座に振込手数料を差し引き振り込んでいるが、改正後は、高校教育課より各学校へ予算令達を行い、各学校が貸与要件を確認した上で、直接、貸与生へ修学資金を交付する。

(2) 様式変更（第6条関係）

修学奨励資金の交付方法の変更に伴うもの。

3. 施行期日

令和7年4月1日

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則（昭和49年宮崎県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(修学資金の交付)	(修学資金の交付)
第6条 修学資金は、当該年度分を3箇月分ごとにまとめて最初の月に、 <u>学校長を</u> 経て交付する。ただし、特別の事情がある場合はこれによらないことができる。	第6条 修学資金は、当該年度分を3箇月分ごとにまとめて最初の月に、 <u>学校長が</u> 交付する。ただし、特別の事情がある場合はこれによらないことができる。
2 学校長は、修学資金を交付したときは、直ちに、県教育委員会に <u>修学奨励資金受領交付報告書</u> （別記様式第5号）を提出しなければならない。	2 学校長は、修学資金を交付したときは、直ちに、県教育委員会に <u>修学奨励資金交付報告書</u> （別記様式第5号）を提出しなければならない。
様式第5号（第6条第2項関係）	様式第5号（第6条第2項関係）
<u>修学奨励資金受領交付報告書</u>	<u>修学奨励資金交付報告書</u>
[略]	[略]
宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金を下記のとおり <u>受領し</u> 、交付したので報告いたします。	宮崎県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金を下記のとおり交付したので報告いたします。
[略]	[略]
決定番号 交付金額 交付年月日 学年 氏 名 <u>受領印</u>	決定番号 交付金額 交付年月日 学年 氏 名

<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>備考 <u>この報告書には、修学奨励資金を交付したことを証明する書類を添付すること。</u></p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。